

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部) の訂正報告書

株式会社まぐまぐ

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

【提出日】 2020年9月4日

【会社名】 株式会社まぐまぐ

【英訳名】 Magmag, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松田 誉史

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田三丁目12番14号 西五反田プレイス8階

【電話番号】 03-5719-5703

【事務連絡者氏名】 取締役CSO 山川 英治

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田三丁目12番14号 西五反田プレイス8階

【電話番号】 03-5719-5703

【事務連絡者氏名】 取締役CSO 山川 英治

1 【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2020年8月20日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容」並びに「第四部 株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1
第2 事業の状況	1
3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	1
(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容	1
第四部 株式公開情報	2
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	2

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

(訂正前)

(前略)

③ キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

③ 財政状態およびキャッシュ・フローの分析

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に記載のとおりであります。また、キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(後略)

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

(訂正前)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年10月6日	ニューホライズンキャピタル(株)代表取締役社長 安東 泰志	東京都港区西新橋2丁目8番6号	特別利害関係者(大株主上位10名)	(株)エヌ・エイチ・シー・ファイフティーン(現(株)E1)代表取締役 安東 泰志	東京都港区西新橋2丁目8番6号	特別利害関係者(大株主上位10名)	28,682	349,920,400 (12,200) (注) 4	当事者間の事由による
2018年5月31日	(株)ネットアイアールディー代表取締役 白石 岳	京都市京都市下京区中堂寺栗田町93	特別利害関係者(大株主上位10名)	(株)エボラブルアジア(現(株)エアトリ)代表取締役社長 吉村 英毅	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	8,500	127,500,000 (15,000) (注) 5	当事者間の事由による
2018年5月31日	白石 岳	京都市京都市	特別利害関係者(大株主上位10名)	(株)エボラブルアジア(現(株)エアトリ)代表取締役社長 吉村 英毅	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	1,473	29,460,000 (20,000) (注) 5	当事者間の事由による
2018年5月31日	西村 昌明	東京都中央区	特別利害関係者(大株主上位10名)	(株)エボラブルアジア(現(株)エアトリ)代表取締役社長 吉村 英毅	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	1,331	26,620,000 (20,000) (注) 5	当事者間の事由による
2019年11月13日	(株)E1代表取締役 柴田裕亮	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	(株)エボラブルアジア(現(株)エアトリ)代表取締役社長 吉村 英毅	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	28,682	349,920,400 (12,200) (注) 6	会社清算のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2017年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 純資産価額法とDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)での評価結果の平均値に基づき株価を算出しております。
5. 純資産価額法とDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)での評価結果の平均値に基づき算出した株価を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 移動価格は、当事者間で協議の上決定した価格であります。
7. 2020年5月22日開催の取締役会決議により、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」および「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」および「価格(単価)」を記載しております。

(訂正後)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年10月6日	ニューホライズンキャピタル(株)代表取締役社長 安東 泰志	東京都港区西新橋2丁目8番6号	特別利害関係者(大株主上位10名)	(株)エヌ・エイチ・シー・ファイブティーン(現(株)E1)代表取締役 安東 泰志	東京都港区西新橋2丁目8番6号	特別利害関係者(大株主上位10名)	28,682	349,920,400 (12,200) (注) 4	当事者間の事由による
2018年5月31日	(株)ネットアイアールディー代表取締役 白石 岳	京都市下京区中堂寺栗田町93	特別利害関係者(大株主上位10名)	(株)エボラブルアジア(現(株)エアトリ)代表取締役社長 吉村 英毅	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	8,500	127,500,000 (15,000) (注) 5	当事者間の事由による
2018年5月31日	白石 岳	京都市山科区	特別利害関係者(大株主上位10名)	(株)エボラブルアジア(現(株)エアトリ)代表取締役社長 吉村 英毅	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	1,473	29,460,000 (20,000) (注) 5	当事者間の事由による
2018年5月31日	西村 昌明	東京都中央区	特別利害関係者(大株主上位10名)	(株)エボラブルアジア(現(株)エアトリ)代表取締役社長 吉村 英毅	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	1,331	26,620,000 (20,000) (注) 5	当事者間の事由による
2019年11月13日	(株)E1代表取締役 柴田裕亮	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	(株)エボラブルアジア(現(株)エアトリ)代表取締役社長 吉村 英毅	東京都港区愛宕2丁目5番1号	特別利害関係者(大株主上位10名)	28,682	349,920,400 (12,200) (注) 6	会社清算のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2017年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本関係会社
4. 純資産価額法とDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)での評価結果の平均値に基づき株価を算出しております。

5. ㈱エボラブルアジア(現㈱エアトリ)による当社子会社化に伴い、純資産価額法とDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)での評価結果の平均値に基づき算出した株価を参考として、移動前所有者の売却意向の程度を勘案しながら、当事者間で協議の上決定した価格であります。
6. 移動価格は、㈱エボラブルアジア(現㈱エアトリ)の子会社清算に伴う簿価での取引によるものであります。
7. 2020年5月22日開催の取締役会決議により、2020年6月17日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」および「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」および「価格(単価)」を記載しております。